

審 第 5 5 7 号

答 申 第 5 2 6 号

令和元年6月6日

千葉県知事 鈴木 栄治 様

千葉県情報公開審査会

委員長 庄司 久雄

異議申立てに対する決定について（答申）

平成28年8月18日付け障第1867号による下記の諮問について、別紙のとおり
答申します。

記

諮問第647号

平成27年11月9日付けで異議申立人から提起された、平成27年9月30日付け
障第2344号で行った行政文書開示決定及び同日付け障第2345号で行った行政文書
部分開示決定に係る異議申立てに対する決定について

答 申

第1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）が平成27年9月30日付け障第2344号で行った行政文書開示決定（以下「本件開示決定」という。）は、妥当である。

また、平成27年9月30日付け障第2345号で行った行政文書部分開示決定（以下「本件部分開示決定」という。）については、これを取り消し、改めて開示決定等をするべきである。

第2 異議申立てに至る経緯

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成27年7月28日付けで千葉県情報公開条例（平成12年千葉県条例第65号。平成28年千葉県条例第15号による改正前のもの。以下「条例」という。）第5条の規定により、実施機関に対し行政文書開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 請求内容

「千葉県が千葉県精神神経科診療所協会（略称：千葉精診）に宛てた文書一切、千葉精診が千葉県に宛てた文書一切。電子メールやFAXも含む。全ての年度で。

請求した情報を全部であれ一部であれ廃棄した場合には、当該情報は廃棄したということを示す情報も全て開示請求の対象に含めます。そして、いかなる決定であれ、当該情報の保存期間および保存期間の変更および保存期間に関する分類等および保存期間に関する分類等の変更等々を示す情報も全て開示請求の対象に含めます。

また、事案の移送もお願いいたします。」

3 特定した対象文書

実施機関は、本件請求に係る対象文書として、別表「当審査会が確認した不開示情報と実施機関が列挙した不開示情報の対照表」中の「対象文書名」欄のうち、対象文書1から同90までの行政文書（各々の文書を以下「本件対象文書1」から「本件

対象文書90」といい、併せて以下「本件各対象文書」という。)及び「措置診察に係る精神保健指定医確保への御協力について(依頼)(平成27年2月16日付け障第3852号)」(以下「本件対象文書91」という。)をそれぞれ特定した。

4 実施機関による決定

実施機関は、本件請求に対し、本件対象文書91については平成27年9月30日付け障第2344号で本件開示決定を行い、本件各対象文書については平成27年9月30日付け障第2345号で本件部分開示決定を行った。

5 異議申立て

異議申立人は、本件開示決定及び本件部分開示決定を不服とし、平成27年11月9日付けで異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

本件開示決定及び本件部分開示決定を取り消して、更に請求対象文書を特定した上で、請求した情報は、全て開示するとの決定を求める。

公益上の理由による裁量的開示をせよ。

また、もともと、1通の開示請求書で開示請求したものであり、実施機関・担当課、請求内容・特定された行政文書の性質、開示請求者・異議申立人が同一であることから、本件開示決定及び本件部分開示決定の異議申立てを併合して審査することを求める。

2 異議申立ての理由

文書の探索が不十分であるか、又は、対象文書を情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法である。

不開示部分は、いずれも条例第8条第2号にも第3号にもともに該当しない。また、たとえ該当したとしても、同条第2号ただし書イロハニ全て及び第3号ただし書に該当する。

不開示部分は、条例第10条に該当する。

不開示については、対象文書が全くないとは考えられない。仮に廃棄したのであれば、当該文書を廃棄したということを示す文書を開示すべきである。

3 意見書の要旨

(1) 本案審議前について

不開示部分に係る不開示理由については、例えば、氏名と言っても、開示文書における全ての氏名が不開示とされているわけでもなく、誰の氏名であるかも説明しておらず、住所や電話番号等についても同様であった。そして、来庁経緯と経緯とが不開示とされているが、経緯が何の経緯なのかも不明である。さらに、理由説明書記載のとおり、不開示箇所について記載に種々の誤りが発生した。これらの行為は、条例第12条第1項及び第3項並びに千葉県行政手続条例（平成7年条例第48号）第8条各項、第14条第1項及び第3項に違反する。

したがって、本件処分は、理由の記載に不備があるため、取り消しを免れないものである。

(2) 不開示箇所の不開示事由非該当性

ア 本件各対象文書は、精神科医療業界と行政とが連携して患者の自己決定権をはじめとする基本的人権を侵害していることについての記録であり、両者のやり取りの記録を通じて、障害者の権利条約や自由権規約や拷問禁止条約等によって強制的精神医療を行う行政を含む精神医療業界に要請されている行動を精神医療業界の有力団体と行政とがどのように果たしているかを知ることは、医療機関や行政の行動によって影響を受ける県民の当然の権利である。更に重要なことは、本件各対象文書に係る情報が、患者のみならず、高齢者、知的障害者、精神障害者の生存権、勤労権、幸福追求権、インフォームド・コンセントの権利といった、日本国憲法の保障する基本的人権の問題そのものであり、その情報を保有している行政がそれを秘匿すべきであるとする事は認められない。

イ 精神保健指定医（以下「指定医」という。）の氏名は、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「法」という。）第19条の4第2項により、指定医という特別職の公務員の職務遂行情報に係る氏名であるから、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。その他、報償費金額、指定医の勤務先名、実施日、嘱託勤務日、時間、依頼保健所、診察場所、診察日、指定医番号、有効期限など不開示部分のほとんどが指定医という特別職の公務員の職務遂行情報であるから条例第8条第2号ただし書ハに該当する。依頼保健所は当

該保健所の職員という公務員の職務遂行情報であることから、条例第8条第2号ただし書ハに該当する。

ウ 特に、指定医に対する報償費の金額は、条例の規定による他の開示請求に対する処分では開示している。そのこととも、処分の著しい不均衡を来している。加えて、一般に、違法・不当な指定医の公務により対象者が被った強制移送、強制的身体拘束、精神変容薬の強制投与、電気ショック療法の強制実施等について、当該指定医を一般不法行為責任に基づいて財産の管理を怠る事実の相手方として住民監査請求及び住民訴訟を提起する上で、住民監査請求においては法令上では金額及び相手方の氏名の特定を求められていないにもかかわらず、千葉県も含めた自治体では住民監査請求人に特定を求めており、特定できないと住民監査請求が却下されており、住民訴訟においては原告に金額及び相手方の氏名の特定につき立証責任が課されていることから、指定医に対する報償費の金額及び指定医の氏名という情報は、指定医業務の対象者の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報であるとともに、県民の財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報でもある。

したがって、指定医の氏名及び報償費の金額は、条例第8条第2号ただし書ロに該当する。

エ また、条例の前文及び第1条の規定並びに障害者の権利条約や自由権規約や拷問禁止条約等の規定及び国連勧告に鑑みても、上述のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）の規定により住民に立証責任が課されている情報のうち、指定医の氏名及び報償費は、法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報である。

したがって、指定医の氏名及び報償費の金額は、条例第8条第2号ただし書イに該当する。

オ 来庁経緯、情報提供概要、経緯等についても、事務局氏名を不開示とすれば、部分開示決定することにより、当該法人の正当な権利利益を害するおそれがあるとは言えない。

第4 実施機関の説明要旨

1 不開示の理由について

(1) 条例第8条第2号該当性について

条例第8条第2号は「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別できるもの」を個人情報として不開示とできると規定されている。

不開示としたのは、本件対象文書1から同3まで及び同5から同90までに係る文書に記録された次の情報である。

氏名、報酬費金額、住所、電話番号、勤務先名、依頼日、報償費金額、実施日、FAX番号、嘱託勤務日、時間、依頼保健所、診察場所、診察日、郵便番号、指定医番号及び有効期限

これらの情報については、いずれも特定の個人が識別される情報であることから条例第8条第2号に該当する。

なお、これらの情報は、条例第8条第2号ただし書のいずれにも該当しないことから、不開示としたものである。

(2) 条例第8条第3号該当性について

条例第8条第3号イは「法人の内部管理に関する情報であつて、公にすることにより、当該法人の正当な利益を害するおそれがある」場合に不開示とできる旨規定している。

不開示としたのは、本件対象文書1、同3から同5まで、同9、同12、同13、同15、同17、同19、同24、同26、同28、同32、同38、同40、同43、同44、同46、同50、同52、同56、同58、同59、同61、同63、同64、同66、同67、同69、同74、同76、同77、同80、同82、同84、同86、同88及び同90に係る文書に記録された次の情報である。

事務局FAX番号、来庁経緯、情報提供概要、経緯、事務局氏名、事務局電話番号

これらの情報については、いずれも千葉県精神神経科診療所協会（以下「診療所協会」という。）の内部管理に関する情報であつて、公にすることにより当該法人の正当な利益を害するおそれがあることから条例第8条第3号に該当する。

なお、これらの情報は、条例第8条第3号ただし書にも該当しないことから、不開示としたものである。

また、本件部分開示決定通知書別紙2の開示しない部分に記載誤りがあったので訂正する。

- ① 「氏名」と表記する箇所を「住所」と記載（本件対象文書37及び同76）
- ② 「勤務先名」を重複して記載（本件対象文書58）
- ③ 「事務局電話番号」と表記する箇所を「事務局氏名」と記載（本件対象文書84）

①②については、選択式で入力した際、誤って選択したもの。③は記述で入力した際の誤りである。

2 異議申立ての理由について

異議申立人は、文書の探索が不十分であるか、又は情報公開の適用除外か解釈上の不存在と判断することが違法であると主張している。実施機関としては本件異議申立て後、再度の探索を行ったが、本件各対象文書及び本件対象文書91以外の対象文書は存在しなかった。

また、異議申立人は、不開示部分は条例第8条第2号にも同条第3号にも該当しない旨及びたとえ該当したとしても、同条第2号ただし書全て及び同条第3号ただし書に該当する旨主張している。

しかしながら、上記1で説明するとおり、条例第8条第2号及び同条第3号の不開示情報に該当し、かつ、条例第8条第2号ただし書及び同条第3号ただし書には該当しないものである。

第5 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件各対象文書及び本件対象文書91を基に調査審議した結果、次のとおり判断する。

1 行政文書の特定に関する判断について

実施機関は、本件各対象文書及び本件対象文書91以外には本件請求に係る行政文書はない旨説明するため、当審査会が実施機関に対して、実施機関と診療所協会とのやり取りに係る文書の特定について説明を求めたところ、以下の旨の回答があつ

た。

ア 千葉県と診療所協会とのやり取りに係る文書がつづられている簿冊の保存期間は3年に設定されており、保存期間が満期になれば廃棄されていること。

イ 本件請求は平成27年7月28日付けであるため、本件請求時点で保存されていた千葉県と診療所協会とのやり取りに係る文書は平成24年度以降のもののみであること。

ウ 実施機関と診療所協会とのやり取りに係る文書がつづられている簿冊を廃棄した旨の記録（以下「廃棄目録」という。）については、本件請求の対象文書となる平成23年度以前のものには存在せず、その原因が不明であること。

ところで、千葉県行政文書規程（昭和61年千葉県訓令第13号）第48条第3項の規定により、文書管理責任者が保存期間の満了した簿冊等を廃棄したときは、文書主任が当該簿冊等を廃棄した旨の記録を行うものとされており、また、運用上、廃棄目録は10年間保存しなければならないとされている。

しかしながら、実施機関は、廃棄目録を保存しておらず、その原因は不明であるとされている。

そこで、当審査会が事務局職員をして実施機関の書庫を探索させたところ、当該廃棄目録並びに本件各対象文書及び本件対象文書91以外の対象文書の存在を確認することはできなかった。

こうしたことから、実施機関の事務処理に問題はあるが、本件各対象文書及び本件対象文書91以外の行政文書は存在しないとの実施機関の説明自体については、結果として是認せざるを得ない。

2 本件部分開示決定について

当審査会が、本件各対象文書を見分したところ、実施機関は、本件各対象文書に記載された情報のうち、別表「当審査会が確認した不開示情報と実施機関が列挙した不開示情報の対照表」中の「当審査会が確認した不開示情報」欄に記載の各情報を不開示としていることが認められたが、一方で、本件部分開示決定に係る「行政文書部分開示決定通知書（以下「本件通知書」という。）」中の「開示しない部分及び開示しない理由」欄で掲載されている別紙2の各「開示しない部分」欄では、開示しない部分が、上記別表中の「実施機関が列挙した不開示情報」欄に記載の各情報にとど

まっていることが確認された。

また、上記別紙2の各「開示しない理由」欄では、実施機関の記載した不開示の理由が、「個人に関する情報であって特定の個人を識別することができる情報であるため（2号）」、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報であるため（2号）」、「法人の内部管理に関する情報であって公にすることにより当該法人の正当な利益を害する恐れがあるため（3号）」又は「法人（診療所協会）の事業活動に関する情報が記録されており、開示することにより、当該法人（診療所協会）の事業運営上その他正当な利益を害するおそれがあるため（3号）」といった記述のみであることが認められた。

ところで、条例第12条第3項では、開示請求に係る行政文書の全部又は一部を開示しないときは、その理由を書面に記載しなければならない旨規定しており、決定通知書に理由の記載を義務付けているのは、不開示理由の有無について、実施機関の判断の慎重、合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、処分の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるためのものであると解される。

また、開示しない部分にいかなる情報が記載されているかについては、不開示情報の性質を具体的に記載することが困難であり、抽象的な表現にならざるを得ない場合もあるが、原則として、開示請求者が不開示情報の性質を了知し得るようできるだけ具体的に記載しなければならない。

これを本件についてみると、例えば、上記別表中の本件対象文書3では、実際に不開示とされている各情報が「無償待機指定医の氏名」、「指定医の勤務先名」、「待機場所」、「事務局FAX番号」、「指定医のFAX番号」、「報償費金額」、「指定医の電話番号」、「理事の氏名」、「理事の勤務先FAX番号」、「メモ」、「メールアドレス」、「郵便番号」及び「勤務先所在地」であるところ、実施機関が不開示としている情報として本件通知書で列挙している各情報は「氏名」、「住所」、「電話番号」、「勤務先名」、「報酬費金額」及び「事務局FAX番号」にとどまっており、本件部分開示決定で不開示とした部分にいかなる情報が記載されているかについて、開示請求者が了知し得る程度に表されておらず、同様のことが他の本件各対象文書においても認められた。

さらに、上記別紙2に記載された不開示の理由についてみると、その根拠となる

該当条文を引用するだけか、あるいは抽象的な記載をするだけにとどまっており、著しく具体性を欠くことが認められる。

そうすると、理由付記の趣旨に鑑みれば、本件部分開示決定は、不開示理由の記載として不十分であるというほかない。

したがって、本件部分開示決定は、条例第12条第3項が求める不開示理由の付記を欠き違法であるから、実施機関は、これを取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

3 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他種々主張しているが、当審査会の判断に影響を与えるものではない。

4 結論

よって、本件開示決定は妥当であるが、本件部分開示決定は、本件通知書の理由付記に不備があり、本件部分開示決定には瑕疵があるというべきであるから、実施機関は、本件部分開示決定を取り消し、改めて開示決定等をすべきである。

5 附言

(1) 本件部分開示決定における不開示部分について

本件部分開示決定は、上記のとおり本件通知書の理由付記に不備があり、取り消すべきであるが、異議申立書及び意見書において、不服申立てが本件部分開示決定で不開示とした部分に及んでいることから、不開示情報の分類ごとに検討した結果を述べる。

ア 「来庁経緯」、「情報提供概要」及び「経緯」について

実施機関によって「来庁経緯」、「情報提供概要」及び「経緯」として不開示にされている部分を当審査会が見分したところ、以下のことが確認された。「来庁経緯」には、診療所協会の理事が千葉県庁を訪れた理由が記載されており、診療報酬制度に係る一般的な内容にとどまる部分及び診療所協会の個別的な事情について記載されている部分から構成されているが、後者の部分には、診療所協会の精神保健福祉事業に係る率直な考え方が含まれていることが認められた。

「情報提供概要」には、無償待機措置診察協力指定医（以下「無償待機指定医」という。）の運用に係る、診療所協会の理事からの提案及び要望並びに当該提案及

び要望に対する千葉県からの応答等が記載されていることが認められた。

「経緯」には、「来庁経緯」に類する内容及び無償待機指定医の運用に係る千葉県内部における検討等が記載されていることが認められた。

この点、実施機関は、上記情報について、一律に条例第8条第3号イに該当するとして不開示としている。

しかしながら、上記情報の中には、同号に定める法人情報とは認められるが記載内容が一般的であり、公にしても診療所協会の正当な権利利益を害するとは認められない情報や、法人情報とは認められない、県の精神保健福祉事業に係る内部検討情報等、複数の異なる性質の情報が混在していることが確認された。

そこで、再決定をする際には、情報の性質の差異に着目しつつ、不開示決定をする際には、慎重な判断をすべきである。

イ 「理事の氏名」について

上記情報は、診療所協会の理事（以下「本件理事」という。）の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

しかしながら、一般社団法人の理事の氏名は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号）第330条において準用する商業登記法（昭和38年法律第125号）第148条の規定により、一般社団法人等登記規則第2条第2項で定められている登記事項である。

したがって、一般社団法人である本件理事の氏名は、法令の規定により公にされている情報であると認められるため、条例第8条第2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

ウ 「実施指定医の氏名」について

上記情報は、措置診察を実施した指定医の氏名が記載されている。

措置診察は、法第27条第1項の規定により、都道府県知事が必要と認めるときに指定医をして行われるものであり、県の機関が行う精神保健福祉事業の一つである。また、法第19条の4第2項の規定により、指定医は公務員として措置診察を行うと定められている。

実施指定医の氏名は、実施指定医の個人に関する情報であり、特定の個人を

識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当するが、他方で指定医は措置診察を実施すれば公務員となるため、上記情報は同号ただし書ハに該当し、原則として開示すべきである。

しかしながら、措置診察は、病状の改善という共通目的のために、お互いの協力関係の下に行われる医師と患者の診察契約関係とは異なり、精神障害又はその疑いがある者に対して一方的に行われ、診断の結果、被診察者の意思にかかわらず、直接身体を拘束する措置入院の要否を判断するものであることに鑑みると、実施指定医の氏名が記載された文書のうち、措置診察を実施した日付及び場所が併記された文書については、上記情報を開示すると、当該指定医が当該日付及び当該場所で措置診察を受けた被診察者等から個人を特定され、圧迫及び干渉を受けるおそれがある。

そうすると、公正適切な診断が困難になり、県の機関が行う精神保健福祉事業の適切な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、実施指定医の氏名が記載された文書のうち、措置診察を実施した日付及び場所が併記された文書にある上記情報は、条例第8条第6号柱書に該当し、不開示とすることが妥当である。

エ 「無償待機指定医の氏名」について

上記情報は、無償待機指定医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

また、上記ウのとおり、措置診察を実施する指定医は公務員であるが、単に待機しているに過ぎない指定医は公務員ではないため、同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

オ 「嘱託指定医の氏名」について

上記情報は、千葉県に嘱託雇用されている指定医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

また、当審査会が事務局職員をして実施機関に確認させたところ、嘱託指定医は実施機関に非常勤として雇用された公務員であり、措置診察のために待機して

いる時間も勤務時間として扱われているとのことであった。

よって、上記情報は、公務員の職務の遂行に関する情報であると認められるため、同号ただし書ハに該当し、原則として開示すべきである。

しかしながら、上記情報が記載されている文書のうち、嘱託指定医の定例の待機日が併記されている文書においては、上記ウと同様に、上記情報は同条第6号柱書に該当するため、不開示とすることが妥当である。

カ 「被推薦嘱託指定医の氏名」について

上記情報は、診療所協会から千葉県へ嘱託雇用の推薦をされた指定医の氏名が記載されている。

上記情報は、当該指定医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

他方、診療所協会から嘱託雇用の推薦をされた時点の指定医は、未だ公務員であるとは認められない。

したがって、上記情報は同号ただし書ハに該当しないと認められ、また、同号ただし書イ、ロ及びニにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

キ 「指定医の自宅住所」、「指定医の勤務先名」、「勤務先所在地」、「郵便番号」、「指定医の電話番号」、「指定医のFAX番号」、「メールアドレス」、「印影」及び「指定医番号」について

上記情報は、指定医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

ク 「理事の勤務先名」について

上記情報は、本件理事の勤務する病院名が記載されている。

上記情報は、本件理事の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

しかしながら、当審査会が事務局職員をして調査させたところ、診療所協会の

公式ホームページでは、上記情報は本件理事の氏名とともに併記され、何人でも知り得るものであることが認められた。

したがって、上記情報は、慣行として公にされている情報であると認められるため、条例第8条第2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

ケ 「待機場所」について

上記情報は、無償待機指定医が千葉県からの措置診察の依頼連絡を待機する場所として、市名及び字名が記載されている。

待機場所（字名の部分は除く。）は、無償待機指定医の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められない。

他方、待機場所のうち、字名の部分は、それが記載されている対象文書の性質からすると、記載されている他の情報と照らし合わせることにより、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、待機場所（字名の部分は除く。）は条例第8条第2号本文に該当しないため開示すべきであるが、待機場所のうち、字名の部分は、同号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

コ 「理事の勤務先電話番号」及び「理事の勤務先FAX番号」について

上記情報は、本件理事が勤務する病院の電話番号及びFAX番号が記載されている。

上記情報は本件理事の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められるため、条例第8条第2号本文前段に該当する。

しかしながら、当審査会が事務局職員をして調査させたところ、上記情報は当該勤務先の公式ホームページに掲載されており、何人でも知り得るものであることが認められた。

したがって、上記情報は、慣行として公にされている情報であると認められるため、条例第8条第2号ただし書イに該当し、開示すべきである。

サ 「実施日」、「依頼日」、「待機日」及び「嘱託勤務日」について

上記情報は、指定医が措置診察を実施した月日、千葉県から指定医に措置診察の依頼をした月日、指定医が措置診察に係る依頼連絡を待機した月日及び千葉県に嘱託雇用されている指定医の勤務月日がそれぞれ記載されている。

上記情報は、上記情報が記載されている文書の性質からすると、措置診察を受けた者に関する情報ではなく、指定医の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものとも認められないため、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

シ 「メモ」について

上記情報は、措置診察の待機に係る指定医の希望や留意点等が指定医の直筆で記載されている。

上記情報は、いずれも特定の個人を識別することができる内容ではなく、また、公にすることにより、なお個人の権利利益を害する内容を含んでいるとも認められないため、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

ス 「交通経路」について

上記情報は、千葉県から指定医に対する旅費の支払いの目的で、指定医が措置診察を実施する場所に至るまでに経由した特定の駅が記載されている。

上記情報は、開示されることにより、指定医個人が利用する駅が明らかになるため、指定医の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められる。

したがって、上記情報は、条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

セ 「事務局FAX番号」について

上記情報は、診療所協会の事務局のFAX番号が記載されている。

当審査会が事務局職員をして調査させたところ、上記情報は診療所協会の公式ホームページに掲載されており、何人でも知り得るものであることが認められた。

したがって、上記情報は、診療所協会の権利、競争上の地位その他正当な利益

を害するおそれがあるものと認められないことから、条例第8条第3号イに該当しないと認められ、また、同号ロにも該当しないと認められるため、開示すべきである。

ソ 「報償費金額」について

上記情報は、指定医の措置診察に対して千葉県から支払われる報償費の金額が記載されている。

上記情報は、指定医の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとは認められない。

また、当審査会が事務局職員をして調査させたところ、当該報償費は実施機関により定められている一定の金額であることが認められた。

そうすると、上記情報は、公にすることにより、なお指定医の個人の権利利益を害するものとも認められない。

したがって、上記情報は条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

タ 「依頼保健所」について

上記情報は、指定医に措置診察の依頼連絡を行った保健所の名称が記載されている。

上記情報は、依頼連絡を行った保健所の管轄する地域で措置診察に至る事案が発生したことを明らかにするものの、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するものとも認められないため、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

チ 「診察場所」について

上記情報は、指定医が措置診察を実施した場所の市名のみが記載されている。

上記情報は、特定の個人を識別することができるものとは認められず、また、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するものとも認められないため、条例第8条第2号本文に該当せず、開示すべきである。

ツ 「理事の直通電話番号」及び「理事の直通FAX番号」

上記情報は、本件理事に直通の電話番号及びFAX番号が記載されている。

上記情報は、本件理事の個人に関する情報であり、特定の個人を識別することができるものと認められ、また、当審査会が事務局職員をして調査させたところ、

本件理事の勤務先の公式ホームページ及び診療所協会の公式ホームページに掲載されているものではないことが確認された。

したがって、上記情報は条例第8条第2号本文前段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

テ 「有効期限」について

上記情報は、指定医の資格の有効期限が記載されている。

上記情報は、指定医の個人に関する情報であるが、特定の個人を識別することができるものとまでは認められない。

しかしながら、上記情報は、指定医という個人が有する資格に関する情報であり、これらを公にすることにより、なお指定医の個人の権利利益を害するおそれがあるものと認められる。

したがって、上記情報は条例第8条第2号本文後段に該当し、また、同号ただし書のいずれにも該当しないと認められるため、不開示とすることが妥当である。

(2) 適正な行政文書管理について

本件においては、本来作成されてしかるべき廃棄目録が存在しないなど、実施機関の行政文書の作成及び保管についての不備が顕著である。

行政文書の適正な管理は、情報公開制度の根幹をなすものであることから、今後、実施機関においては、行政文書の作成及び保管を適切に行うなど、適正な対応に努められたい。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	処 理 内 容
平成28年 8月18日	諮問書の受理
平成28年11月11日	実施機関の理由説明書の受理
平成29年10月10日	異議申立人から意見書の受理
平成30年 5月25日	審議
平成30年 6月29日	審議
平成30年 7月27日	審議
平成30年 9月28日	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第3部会

氏 名	職 業 等	備 考
泉 登茂子	公認会計士	
荘司 久雄	城西国際大学非常勤講師	部会長
横田 明美	千葉大学大学院社会科学研究院准教授	部会長職務代理者

(五十音順)

別表 当審査会が確認した不開示情報と実施機関が列挙した不開示情報の対照表

対象文書名		当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
1	県精神神経科診療所協会からの情報提供供覧 (平成24年4月12日)	理事の氏名、理事の勤務先名、来庁経緯、情報提供概要、報償費金額、事務局FAX番号	氏名、報酬費金額、事務局FAX番号、来庁経緯、情報提供概要
2	「無償待機措置診察協力指定医の依頼方法について」案(平成24年6月)	報償費金額	報酬費金額
3	平成24年5月分待機情報FAX	無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、事務局FAX番号、指定医のFAX番号、報償費金額、指定医の電話番号、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、メモ、メールアドレス、郵便番号、勤務先所在地	氏名、住所、電話番号、勤務先名、報酬費金額、事務局FAX番号
4	県精神神経科診療所協会より情報提供供覧	経緯	経緯
5	平成24年6月分待機情報FAX	無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、勤務先所在地、指定医の電話番号、指定医のFAX番号、メールアドレス、メモ、報償費金額、理事の氏名、理事の勤務先名、理事の勤務先FAX番号、事務局FAX番号	氏名、住所、電話番号、勤務先名、報酬費金額、事務局FAX番号

	対象文書名	当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
6	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について（平成24年6月26日付け障第1141号）	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日、被推薦嘱託指定医の氏名、報償費金額	氏名、勤務先名、依頼日、報酬費金額
7	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について（平成24年7月4日付け障第1141号の2）	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、無償待機指定医の氏名、実施日、依頼日	氏名、勤務先名、依頼日
8	千葉県精神神経科診療所協会一覧	無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、報償費金額	氏名、勤務先名、報酬費金額
9	平成24年7月分待機情報FAX供覧（平成24年7月2日）	無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、事務局FAX番号、指定医のFAX番号、報償費金額、指定医の電話番号、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の勤務先名、メモ、郵便番号、勤務先所在地	氏名、住所、勤務先名、報酬費金額、電話番号、事務局FAX番号
10	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について（平成24年8月3日付け障第1141号の3）	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日、待機日	氏名、勤務先名、依頼日

	対象文書名	当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
1 1	無償待機措置診察協力指定医の依頼方法について(平成24年8月3日施行)	理事の氏名、理事の勤務先名、報償費金額、実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日、被推薦嘱託指定医の氏名	氏名、勤務先名、報償費金額、依頼日
1 2	平成24年8月分待機情報FAX	無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、事務局FAX番号、指定医のFAX番号、報償費金額、指定医の電話番号、理事の氏名、理事の勤務先名、理事の勤務先FAX番号、郵便番号、勤務先所在地	氏名、住所、勤務先名、報酬費金額、電話番号、事務局FAX番号
1 3	平成24年9月分待機情報FAX	理事の氏名、理事の勤務先名、理事の勤務先電話番号、理事の勤務先FAX番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所	氏名、住所、勤務先名、事務局氏名、事務局FAX番号、事務局電話番号
1 4	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について(平成24年9月6日付け障第1141号の3)	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
1 5	平成24年10月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の勤務先FAX番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、理事の氏名、理事の勤務先電話番号	氏名、住所、勤務先名、事務局氏名、事務局電話番号、事務局FAX番号

	対象文書名	当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
16	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について(平成24年12月26日付け障第1141号の4)	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日	氏名、勤務先名、依頼日
17	平成24年11月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の勤務先FAX番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、理事の氏名、理事の勤務先電話番号、指定医のFAX番号、事務局FAX番号、報償費金額、指定医の電話番号、郵便番号、勤務先所在地	氏名、住所、電話番号、FAX番号、勤務先名、報酬費金額、事務局氏名、事務局電話番号、事務局FAX番号
18	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について(平成24年11月8日付け障第1141号の5)	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日、嘱託勤務日、嘱託指定医の氏名	氏名、勤務先名、実施日、嘱託勤務日、時間
19	平成24年12月分待機情報FAX	無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、理事の氏名、理事の勤務先名、理事の勤務先電話番号、理事の勤務先FAX番号、指定医のFAX番号、報償費金額、指定医の電話番号、事務局FAX番号、勤務先所在地、郵便番号、嘱託指定医の氏名	氏名、住所、勤務先名、報酬費金額、電話番号、FAX番号、事務局FAX番号

	対象文書名	当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
20	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について(平成24年12月3日付け障第1141号の6))	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
21	平成25年1月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の勤務先FAX番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所	氏名、住所、勤務先名、FAX番号
22	平成24年4月から12月までの依頼状況	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日、被推薦嘱託指定医の氏名、待機日、嘱託勤務日、嘱託指定医の氏名、指定医の自宅住所、交通経路	氏名、勤務先名、実施日、嘱託勤務日、時間、住所
23	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について(平成25年1月8日付け障第1141号の7)	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日、嘱託勤務日、嘱託指定医の氏名、交通経路	氏名、勤務先名、実施日、嘱託勤務日、時間、住所
24	平成25年2月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の勤務先FAX番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、理事の氏名、理事の勤務先電話番号	氏名、住所、勤務先名、FAX番号、事務局氏名、事務局電話番号、事務局FAX番号
25	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について(平成25年2月4日付け障第1141号の8))	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日、待機日	氏名、勤務先名、実施日

対象文書名		当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
26	平成25年3月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の勤務先FAX番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、理事の氏名、理事の勤務先電話番号	氏名、住所、勤務先名、FAX番号、事務局氏名、事務局電話番号、事務局FAX番号
27	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について(平成25年3月8日付け障第1141号の9))	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
28	平成24年度措置診察協力表	理事の勤務先名、理事の勤務先FAX番号、無償待機指定医の氏名、指定医の電話番号、理事の氏名、理事の勤務先電話番号	氏名、勤務先名、事務局氏名、事務局電話番号、事務局FAX番号
29	措置診察のための嘱託医の推薦等について(依頼)(平成25年3月7日付け障第3939号)	実施日、実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、診察場所、依頼保健所、無償待機指定医の氏名、被推薦嘱託指定医の氏名、依頼日、待機日	氏名、勤務先名、依頼保健所、診察場所、診察日
30	連休における緊急措置入院後の措置診察への協力について(依頼)(平成25年3月7日付け障第3940号)	実施日、待機日、無償待機指定医の氏名、実施指定医の氏名、指定医の勤務先名	氏名、勤務先名、実施日

	対象文書名	当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
3 1	措置診察のために嘱託医の推薦等について(依頼)(平成25年3月7日付け障第3939号 起案用紙なし)	実施日、実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、依頼保健所名、依頼日、無償待機指定医の氏名、診察場所	氏名、勤務先名、実施日
3 2	平成25年4月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の勤務先FAX番号、無償待機指定医の氏名、指定医のFAX番号、指定医の勤務先名、待機場所、事務局FAX番号、報償費金額、指定医の電話番号、理事の氏名、理事の勤務先電話番号、郵便番号、勤務先所在地、メモ	氏名、住所、電話番号、勤務先名、報酬費金額、FAX番号、事務局氏名、事務局FAX番号、
3 3	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について(平成25年4月5日付け障第43号)	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
3 4	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について(平成25年5月2日付け障第412号)	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日、被推薦嘱託指定医の氏名	氏名、勤務先名、実施日

対象文書名		当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
35	平成25年5月分待機 情報FAX	無償待機指定医の氏名、指定医の 勤務先名、待機場所、指定医の電 話番号、理事の氏名、理事の勤務 先FAX番号、指定医のFAX番 号、理事の勤務先名、メモ、事務 局FAX番号、郵便番号、勤務先 所在地	氏名、住所、電話番号、勤務先名、 報酬費金額、FAX番号
36	平成25年6月分待機 情報FAX	理事の勤務先名、理事の勤務先F AX番号、無償待機指定医の氏名、 指定医の勤務先名、待機場所、理 事の氏名、理事の勤務先電話番号、 事務局FAX番号、報酬費金額、 指定医の電話番号、指定医のFA X番号、メモ、郵便番号、勤務先 所在地	氏名、住所、電話番号、勤務先名、 報酬費金額、FAX番号
37	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成25年6月 3日付け障第412号 の2）	実施指定医の氏名、指定医の勤務 先名、実施日、無償待機指定医の 氏名、依頼日	住所、勤務先名、実施日
38	平成25年7月分待機 情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理 事の勤務先FAX番号、理事の勤 務先電話番号、無償待機指定医の 氏名、指定医の勤務先名、待機場 所、指定医のFAX番号、報酬費 金額、指定医の電話番号、事務局 FAX番号、郵便番号、勤務先所 在地	氏名、住所、電話番号、勤務先名、 報酬費金額、FAX番号、事務局 氏名、事務局電話番号、事務局F AX番号

	対象文書名	当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
39	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成25年7月 4日付け障第412号 の3）	実施指定医の氏名、指定医の勤務 先名、実施日、無償待機指定医の 氏名、依頼日、嘱託指定医の氏名	氏名、勤務先名、実施日
40	平成25年8月分待機 情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理 事の勤務先FAX番号、理事の勤 務先電話番号、無償待機指定医の 氏名、指定医の勤務先名、待機場 所	氏名、住所、勤務先名、事務局氏 名、事務局電話番号、事務局FAX 番号
41	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成25年8月 7日付け障第412号 の4）	実施指定医の氏名、指定医の勤務 先名、実施日、無償待機指定医の 氏名、依頼日、待機日	氏名、勤務先名、実施日
42	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成25年9月 10日付け障第412 号の5）	実施指定医の氏名、指定医の勤務 先名、実施日、無償待機指定医の 氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
43	平成25年9月分待機 情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理 事の勤務先FAX番号、理事の勤 務先電話番号、無償待機指定医の 氏名、指定医の勤務先名、待機場 所	氏名、住所、勤務先名、FAX番 号、事務局氏名、事務局電話番号、 事務局FAX番号

	対象文書名	当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
44	平成25年10月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の勤務先電話番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所	氏名、住所、勤務先名、FAX番号、事務局氏名、事務局電話番号、事務局FAX番号
45	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について（平成25年10月8日付け障第412号の6）	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、待機日	氏名、勤務先名、実施日
46	平成25年11月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の勤務先電話番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、報償費金額、指定医の電話番号、郵便番号、勤務先所在地、指定医のFAX番号、事務局FAX番号、メモ	氏名、住所、電話番号、勤務先名、報酬費金額、FAX番号、事務局氏名、事務局電話番号、事務局FAX番号
47	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について（平成25年11月8日付け障第412号の7）	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
48	平成25年12月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の勤務先FAX番号、事務局FAX番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、報償費金額、指定医の電話番号、理事の氏名	氏名、住所、郵便番号、勤務先名、報酬費金額、FAX番号

	対象文書名	当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
49	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成25年12 月2日付け障第412 号の8）	実施指定医の氏名、指定医の勤務 先名、実施日、無償待機指定医の 氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
50	平成26年1月分待機 情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理 事の勤務先FAX番号、理事の勤 務先電話番号、無償待機指定医の 氏名、指定医の勤務先名、待機場 所、報償費金額、指定医の電話番 号、指定医のFAX番号、事務局 FAX番号、郵便番号、勤務先所 在地	氏名、住所、郵便番号、勤務先名、 報酬費金額、FAX番号、事務局 氏名、事務局電話番号、事務局F AX番号
51	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成26年1月 15日付け障第412 号の9）	実施指定医の氏名、指定医の勤務 先名、実施日、無償実施指定医の 氏名、依頼日、待機日	氏名、勤務先名、実施日
52	平成26年2月分待機 情報FAX	理事の勤務先名、理事の勤務先F AX番号、理事の氏名、理事の勤 務先電話番号、無償待機指定医の 氏名、指定医の勤務先名、待機場 所	氏名、住所、勤務先名、FAX番 号、事務局電話番号、事務局FA X番号、事務局氏名
53	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成26年2月 6日付け障第412号 の10）	実施指定医の氏名、指定医の勤務 先名、実施日、無償待機指定医の 氏名、依頼日、待機日	氏名、勤務先名、実施日

対象文書名		当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
54	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成26年3月 14日付け障第412 号の11）	実施指定医の氏名、指定医の勤務 先名、実施日、無償待機指定医の 氏名、依頼日、嘱託指定医の氏名	氏名、勤務先名、実施日
55	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成26年4月 17日付け障第243 号）	実施指定医の氏名、指定医の勤務 先名、実施日、無償待機指定医の 氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
56	平成25年度措置診察 協力表	理事の勤務先名、理事の勤務先F AX番号、無償待機指定医の氏名、 指定医の勤務先名、指定医の電話 番号、理事の氏名、理事の勤務先 電話番号	氏名、勤務先名、FAX番号、事 務局氏名、事務局FAX番号、事 務局電話番号
57	措置診察にご協力いた だけの指定医の皆様へ	指定医の勤務先名、無償待機指定 医の氏名、指定医の電話番号、待 機場所	氏名、住所、電話番号、勤務先名、 FAX番号、報酬費金額
58	平成26年3月分待機 情報FAX	理事の勤務先名、理事の勤務先F AX番号、理事の氏名、理事の勤 務先電話番号、無償待機指定医の 氏名、指定医の勤務先名、待機場 所、指定医の電話番号、事務局F AX番号、報償費金額、指定医の FAX番号	氏名、住所、電話番号、勤務先名、 報償費金額、FAX番号、事務局 電話番号、事務局FAX番号、事 務局氏名

対象文書名		当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
59	平成26年4月分待機 情報FAX	指定医のFAX番号、指定医の勤務先名、事務局FAX番号、報償費金額、無償待機指定医の氏名、指定医の電話番号、待機場所、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、印、郵便番号、勤務先所在地、理事の勤務先電話番号	氏名、住所、勤務先名、FAX番号、事務局氏名、事務局FAX番号、事務局電話番号
60	平成26年度無償待機 措置診察協力指定医の 依頼について（平成 26年4月7日付け 障第57号）	報償費金額	報償費金額
61	平成26年5月分待機 情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の勤務先電話番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、指定医の電話番号、事務局FAX番号、指定医のFAX番号、郵便番号、勤務先所在地	氏名、住所、電話番号、勤務先名、FAX番号、報酬費金額、事務局電話番号、事務局FAX番号、事務局氏名
62	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成26年5月 23日付け障第677 号）	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日

対象文書名		当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
6 3	平成26年6月分待機 情報FAX	理事の勤務先名、理事の勤務先FAX番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、理事の氏名、理事の勤務先電話番号、事務局FAX番号、報償費金額、指定医の電話番号、指定医のFAX番号、郵便番号、勤務先所在地	氏名、住所、電話番号、勤務先名、報償費金額、FAX番号、事務局氏名、事務局電話番号、事務局FAX番号
6 4	平成26年7月分待機 情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の勤務先電話番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、報償費金額、指定医の電話番号、事務局FAX番号、指定医のFAX番号、郵便番号、勤務先所在地	氏名、住所、電話番号、勤務先名、報償費金額、FAX番号、事務局電話番号、事務局FAX番号、事務局氏名
6 5	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成26年7月 15日付け障第128 1号）	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
6 6	平成26年8月分待機 情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の勤務先電話番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、報償費金額、指定医の電話番号、事務局FAX番号、指定医のFAX番号、郵便番号、勤務先所在地	氏名、住所、電話番号、勤務先名、報償費金額、FAX番号、事務局氏名、事務局電話番号、事務局FAX番号

対象文書名		当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
67	平成26年9月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の直通FAX番号、理事の勤務先電話番号、理事の直通電話番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、事務局FAX番号、指定医のFAX番号、報償費金額、指定医の電話番号、郵便番号、勤務先所在地、印影	氏名、住所、電話番号、勤務先名、報償費金額、FAX番号、事務局電話番号、事務局FAX番号、事務局氏名
68	平成26年10月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の直通FAX番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、報償費金額、理事の氏名、指定医の電話番号、指定医のFAX番号、事務局FAX番号、郵便番号、勤務先所在地	氏名、住所、電話番号、勤務先名、報償費金額、FAX番号
69	平成26年11月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の直通FAX番号、理事の勤務先電話番号、理事の直通電話番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所	氏名、住所、勤務先名、事務局氏名、事務局電話番号、事務局FAX番号
70	平成26年12月分待機情報FAX	無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、理事の氏名、理事の直通FAX番号、指定医の電話番号、事務局FAX番号、指定医のFAX番号、報償費金額、郵便番号、勤務先所在地、メモ	氏名、住所、電話番号、勤務先名、報償費金額、FAX番号

対象文書名		当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
7 1	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成26年10 月31日付け障第25 66号）	実施指定医の氏名、指定医の勤務 先名、実施日、無償待機指定医の 氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
7 2	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成26年12 月1日付け障第291 9号）	実施指定医の氏名、指定医の勤務 先名、実施日、無償待機指定医の 氏名、依頼日、待機日	氏名、勤務先名、実施日
7 3	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成27年1月 9日付け障第3387 号）	実施指定医の氏名、指定医の勤務 先名、実施日、無償待機指定医の 氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
7 4	平成27年2月分待機 情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理 事の勤務先FAX番号、理事の直 通FAX番号、理事の勤務先電話 番号、理事の直通電話番号、無償 待機指定医の氏名、指定医の勤務 先名、待機場所	氏名、住所、勤務先名、FAX番 号、事務局電話番号、事務局F A X番号、事務局氏名
7 5	措置診察待機精神保健 指定医の依頼状況につ いて（平成27年2月 10日付け障第375 2号）	実施指定医の氏名、指定医の勤務 先名、実施日、無償待機指定医の 氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日

対象文書名		当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
76	平成26年度措置診察協力表	理事の勤務先名、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の勤務先電話番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、指定医の電話番号、指定医のFAX番号	住所、電話番号、勤務先名、事務局氏名、事務局FAX番号、事務局電話番号
77	平成27年3月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の直通FAX番号、理事の勤務先電話番号、理事の直通電話番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所	氏名、住所、勤務先名、事務局電話番号、事務局FAX番号、事務局氏名
78	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について (平成27年3月20日付け障第4358号)	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
79	平成27年1月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の直通FAX番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所	氏名、住所、勤務先名、FAX番号
80	平成27年度措置診察協力表	理事の勤務先名、理事の直通FAX番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、指定医の電話番号、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の勤務先電話番号、理事の直通電話番号	氏名、勤務先名、事務局氏名、事務局FAX番号、事務局電話番号

対象文書名		当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
8 1	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について (平成27年4月30日 起案)	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
8 2	平成27年4月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の直通FAX番号、理事の勤務先電話番号、理事の直通電話番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、指定医のFAX番号、報償費金額、指定医の電話番号、事務局FAX番号、郵便番号、勤務先所在地	氏名、住所、電話番号、勤務先名、報償費金額、FAX番号、事務局電話番号、事務局FAX番号、事務局氏名
8 3	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について (平成27年5月15日 付け障第675号)	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
8 4	平成27年5月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の直通FAX番号、理事の勤務先電話番号、理事の直通電話番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所	氏名、勤務先名、事務局氏名、事務局FAX番号
8 5	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について (平成27年6月2日付 け障第863号)	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日

対象文書名		当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
86	平成27年6月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の直通FAX番号、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の勤務先電話番号、理事の直通電話番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、指定医のFAX番号、報償費金額、指定医の電話番号、メモ、郵便番号、勤務先所在地	氏名、住所、電話番号、勤務先名、報償費金額、FAX番号、事務局FAX番号、事務局氏名、事務局電話番号
87	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について (平成27年7月13日付け障第1403号)	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日
88	平成27年7月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の直通FAX番号、理事の勤務先電話番号、理事の直通電話番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所	氏名、住所、勤務先名、事務局氏名、事務局FAX番号、事務局電話番号
89	措置診察待機精神保健指定医の依頼状況について (平成27年8月6日障第1767号)	実施指定医の氏名、指定医の勤務先名、実施日、無償待機指定医の氏名、依頼日	氏名、勤務先名、実施日

対象文書名		当審査会が確認した不開示情報	実施機関が列挙した不開示情報
90	平成27年8月分待機情報FAX	理事の勤務先名、理事の直通FAX番号、理事の氏名、理事の勤務先FAX番号、理事の勤務先電話番号、理事の直通電話番号、無償待機指定医の氏名、指定医の勤務先名、待機場所、指定医のFAX番号、事務局FAX番号、指定医番号、有効期限、指定医の電話番号、メモ、郵便番号、勤務先所在地	氏名、住所、電話番号、勤務先名、指定医番号、有効期限、FAX番号、事務局FAX番号、事務局氏名、事務局電話番号